

令和7年4月10日

保護者の皆さま

岸和田市立春木幼稚園
園 長 池住 秀文

気象警報発令時の学校園の対応について（お知らせ）

岸和田市教育委員会の通知に基づき、「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合は、子どもたちの安全確保のため令和6年度から以下のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」が発令されている（発令された）場合

- ①午前7時現在、岸和田市に発令されている場合 ⇒ **臨時休業**
- ②午前7時～始業時間で、岸和田市に発令された場合 ⇒ **臨時休業**
- ③始業時間以降、岸和田市に発令された場合 ⇒ **保育中止（保育の繰上げ等）**

○変更ポイント

従来は「特別警報」、「暴風警報」が発令された場合のみ、臨時休業となっていました。が、令和6年度からは、「大雨警報」が発令された場合も臨時休業となります。

※大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）いずれの場合も臨時休業の対象です。

※台風の有無は従来通り関係ありません。

※大雨警報が長時間にわたる場合には、校区内の状況を把握したうえで、発令中でも授業を再開する場合があります。

※授業・保育が中止となった場合でも下校・降園させることが危険と判断した場合は、状況が改善されるまで学校園で待機させる場合があります。

2. 「特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨警報」以外の警報（洪水警報、波浪警報、高潮警報）が発令されている（発令された）場合

- ①岸和田市に上記の「警報」が発令された場合 ⇒ **（原則的に）平常対応**
- ②子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合
⇒**保育時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じる**

令和7年4月10日

保護者の皆さま

岸和田市教育委員会

大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の
学校園の対応について（お知らせ）

平素から、本市の教育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記のとおり、Jアラート（全国瞬時警報システム）により、緊急情報が発信された場合の学校園の対応については、子どもたちの安全確保のため、下記のようにいたしますので、ご理解とご協力の程よろしく願いいたします。

1. 登校園前に発信された場合

- 自宅待機**とします。
- ただし、「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、臨時休業とします。
- 「日本上空を通過した」「日本の領海外の海域に落下した」等の情報が発信され、安全が確認された段階で、**自宅待機を解除**します。
- 授業、保育の再開等については、学校園からの連絡をお待ちください。

2. 在校園時に発信された場合

- 授業や保育、活動を中断します。
- 屋外にいる場合は、速やかに校舎内に避難させるとともに、校舎内、園舎内では机の下に隠れるなど身を低くし、窓から離れる等、安全が確保された旨の情報提供があるまで、安全確保に努めます。
- 完全に安全が確認されてから、授業や保育、活動を再開します。
- 「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、まずは学校、幼稚園で保護します。
その後の行動については、学校園からの連絡をお待ちください。

3. 登下校中、登降園中に発信された場合

- 学校、幼稚園か家、近い方に向かうように指導します。
- 選択できないような場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないような場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る」等の指導をします。
- 登下校園中の安全確認について、ご家庭でも情報収集の方法や対応等について、話し合っただけのよう、お願いします。

令和7年4月10日

保護者の皆さま

岸和田市教育委員会

地震発生時の学校の対応について（お知らせ）

平素から、本市の教育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、南海トラフ巨大地震の発生が予想される中、発災時の対応をあらかじめ定めておくことが重要となっています。

そこで、地震やそれに伴う津波が発生した場合の学校園の対応については、子どもたちの安全確保のため、下記のようにいたしますので、ご理解とご協力の程よろしく願いいたします。

【岸和田市に地震が起きた場合】

1. 震度5弱以上

①登校園前（午前7時まで）⇒ **臨時休業**

②午前7時～始業時間までの間 ⇒ **臨時休業**

○まだ在宅の場合は、登校園させないでください。

○既に登校園している場合は、安全確保を優先し、学校園のマニュアルに基づき対応します。

③始業時間後 ⇒ **授業・保育中止**

○安全確保を優先し、学校園のマニュアルに基づき対応します。

④休日の翌日 ⇒ **原則、臨時休業**

※学校園が安全に学習できる環境に復旧すれば、保護者へ連絡します。

2. 震度4以下

原則として、**平常通り**授業・保育を行います。

※余震の状況、学校園施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、臨時休業、授業・保育の繰り下げ等の措置を行います。

【岸和田市に津波に関する警報が発令された場合】

1. 震度5弱以上の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

○震度5弱以上の地震発生時の対応を行います。

2. 震度4以下の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

(1)海拔5m以下に位置する学校園（中央小、浜幼・小、朝陽幼・小、春木幼・小、大芝幼・小、野村中、春木中）

①登校前（午前 7 時まで）⇒ **授業・保育中止**

※警報が解除される時間帯によっては、授業・保育を行う場合があります。授業・保育の有無については、保護者へ連絡します。

②午前 7 時～始業時間までの間 ⇒ **授業・保育中止**

○まだ在宅の場合は、登校園させないでください。

○既に登校園している場合は、安全確保を優先し、学校園のマニュアルに基づき対応します。

※警報が解除される時間帯によっては、授業・保育を行う場合があります。授業の・保育の有無については、保護者へ連絡します。

③始業時間後 ⇒ **授業・保育中止**

○安全確保を優先し、学校園のマニュアルに基づき対応します。

(2) 海拔 5m 以下に位置する学校園（中央小、浜幼・小、朝陽幼・小、春木幼・小、大芝幼・小、野村中、春木中）以外の学校園

⇒ 原則として、**平常通り** 授業・保育を行います。

※避難者の状況等により、授業・保育の中止、授業・保育の繰り下げ等行う場合があります。